

事 務 連 絡
25年6月19日

総務省自治行政局住民制度課長 殿
法務省民事局民事第一課長 殿

復興庁統括官付参事官

東日本大震災の被災自治体から復興事業に伴う戸籍事項証明書及び住民票の写し等の交付請求があった場合の対応について

東日本大震災の被災地における復興事業に必要な用地取得の迅速化については、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）をとりまとめるなど関係各省庁が協力し、追加的な措置を講じているところです。

被災自治体が復興事業に係る用地取得業務を遂行するにあたり、戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）及び住民票の写し等（以下「戸籍事項証明書等」という。）の確認は必要なものであり、可能な限り早期の取得が求められています。

各市区町村には、これまでも、被災自治体からの公用請求による戸籍事項証明書等の交付について、適切に対応いただいているところではありますが、今後も、復興事業の進捗に応じ、戸籍事項証明書等の公用請求が必要な状況にあります。

ついては、市区町村に対して、引き続き、被災自治体から復興事業に係る戸籍事項証明書等の交付請求があった場合に迅速に対応いただくよう、特段の配慮を依頼願います。

法務省民一第499号

平成25年6月19日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

東日本大震災の被災自治体から復興事業に関連して戸籍の記録事項証明書等の公用請求がされた場合の対応について（通知）

東日本大震災の被災地における復興事業に必要な用地取得の作業については、関係各省庁が協力し、作業を迅速化するための措置を講じているところです。被災自治体が復興事業に必要な用地取得の作業を進めるに当たっては、戸籍の記録事項証明書又は戸籍謄抄本（以下「記録事項証明書等」という。）を取得する必要があります。今後も、復興事業に必要な用地取得の作業に伴い、多くの記録事項証明書等の公用請求が行われることが見込まれます。

今般、別添1のとおり、復興庁統括官付参事官から当職に対し、被災自治体から復興事業に係る記録事項証明書等の公用請求を受けた市区町村に迅速な対応に向けての特段の配慮を求めるよう依頼がありました。

復興事業に係る記録事項証明書等の公用請求については、既に仙台法務局、盛岡地方法務局及び福島地方法務局の各管内において、別添2の1ないし4のとおり、公用請求に係る記録事項証明書等の交付事務の迅速かつ効率的な処理のための取組が行われており、一定の成果を上げているところですが、上記取組を活かしつつ公用請求に係る事務の更なる迅速化を図るため、例えば、公用請求をする被災自治体において、記録事項証明書等の請求書の上部にスタンプを用いるなどして「復興関連」と朱書きするとともに、請求に使用する封筒にも同様に「復興

関連」と朱書きするなどの措置（以下「復興関連明示措置」という。）を採ることにより、公用請求を受けた市区町村に対して当該請求書の処理が優先度の高いものであることを注意喚起することが有用と考えられます。

そこで、復興庁の各復興局を通じて、被災地自治体の用地担当部局に対し、本日付けで、復興事業に係る記録事項証明書等の公用請求について復興関連明示措置の有用性を周知したところです。

については、貴局管内市区町村に対し、被災自治体から復興事業に係る記録事項証明書等の公用請求を受けた場合に事務処理の一層の効率化に向けて特段の配慮をするよう依頼願います。

なお、住民票の写しの公用請求については、別添３のとおり、総務省自治行政局住民制度課から各都道府県宛てに同様の趣旨の依頼がされているとともに、本通知の内容について同課と協議済みですので、申し添えます。

事 務 連 絡

平成24年12月27日

管区内地方法務局戸籍課長 殿
(山形, 秋田, 青森局は参考)

仙台法務局民事行政部戸籍課長

戸籍事項証明書等(戸籍謄抄本)の公用請求について

東日本大震災からの復旧・復興に係る各種公共事業等の進捗に伴い、被災地の各市区町村戸籍事務所に対して、これら事業の遂行上必要であるとして、公用による戸籍事項証明書(戸籍謄抄本)の請求事件が増加し、一部市区町村において当該証明書の交付事務が輻輳する事態が想定されるところです。

復旧・復興事業は、現下の情勢において最も優先させるべきものではありませんが、同時に、これらに伴い増大する証明書等の発行事務に係る被災自治体の負担軽減と事務の効率化を図る必要もあります。

これら証明書等の公用請求事務を迅速かつ効率的に処理するために、管区内盛岡地方法務局においては、公用請求書の様式中の備考欄に登記年月日等の項目を加える取扱いを指導しているところですが、これに加えて、復興事業者たる請求者と市町村との間で協議を行い、1件の請求単位を比較的少ない通数とするなどの運用も効果があると考えますので、貴局管内該当市町村に対しても、請求者との協議を行うなどして、事務の効率化を図ることにつき指導いただきますようお願いいたします。

なお、盛岡局で指導した戸籍関係書類の請求書及び当局における宮城復興局等への依頼文書を参考までに添付しますので参考に願います。

事務連絡
平成25年1月15日

管内各市町村戸籍事務主管課長 殿

盛岡地方法務局戸籍課長

復興整備事業等に伴い国又は地方公共団体の職員が職務上請求する戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）等の交付請求について（依頼）

東日本大震災からの復旧・復興に係る復興整備事業等に伴い、被災地の各市町村戸籍事務所に対して、これら事業の遂行上必要であるとして、公用による戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）等（以下「証明書等」という。）が大量に請求されている状況です。

これらについては、被災地における復旧・復興事業の推進のため、迅速かつ優先的に対応する必要があると同時に、これらに伴い増大する証明書等の発行事務に係る被災自治体の負担軽減と事務の効率化を図る必要があります。

そこで、これら証明書等の公用請求事務を迅速かつ効率的に処理するために、請求元である国の各機関又は各地方公共団体担当部署と請求先市町村との間において、下記の点について調整することが有用と考え、この取扱いについて、復興庁岩手復興局を通じて関係機関への周知方を依頼したところです。

つきましては、下記の点に御留意の上、その運用について特段の配意方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 復興整備事業等に伴う大量の証明書等の公用請求（おおむね30通以上）については、事前に請求先市町村担当者に電話連絡の上、請求単位を小分け（例えば、1件30通の請求を、6通ずつ5件に区分するなど）にして行うものとする。
- 2 請求に際しては、例えば相続関係の確認に際し、公用請求書の備考欄に、請求の対象者に係る土地登記事項証明書上の最終登記年月日を記載することにより、請求先市町村における検索事務の効率化を図るなど、同欄を適宜活用すること。

（別紙岩手県復興局様式参照）

なお、詳細は各管轄法務局あてに確認願います。

以上

岩手県〇〇広域振興局長

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項並びに住居基本台帳法第12条の2第1項及び第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり戸籍謄本、住民票の写し等の交付を請求します。

戸籍等を必要とする事務の内容						
事務の根拠法令の条項						
戸籍等の利用目的						
請求機関の名称						
現に請求の任に当たっている者		(職名) (氏名)				
本 籍 又 は 住 所	氏 名	戸籍	原戸籍	除籍	住民票	備 考 (生年月日、 登記受付年月日等)
		謄本 抄本	附票	謄本 抄本	除籍 謄本 抄本	
本 籍						
住 所						
本 籍						
住 所						
本 籍						
住 所						
本 籍						
住 所						
本 籍						
住 所						
基礎証明事項以外の記載事項		☐ 世帯主との続柄 ☐ 本籍及び筆頭者 ☐ その他()				
※ 請求に係る者が転居や死亡している等の場合には次の取扱いをお願いします。 転居の場合：戸籍の附票をお願いします。 転籍の場合：除籍の謄本をお願いします。改正原戸籍等ある場合には併せてお願いします。 死亡の場合：除籍謄本、改正前原戸籍謄本、前戸主の除籍謄本をお願いします。 死亡された方の子供さん方の本籍及び住所が貴管内にございましたら、戸籍の抄本及び住民票を併せてお願いします。						
送付先（機関の所在地）		〒 電話：				

事 務 連 絡
平成24年12月27日

復興庁宮城復興局 復興整備計画担当者 殿

仙台法務局民事行政部戸籍課長

復興整備事業等に伴い国又は地方公共団体の職員が職務上請求する戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）等の交付請求について（依頼）

東日本大震災からの復旧・復興に係る復興整備事業等に伴い、被災地の各市区町村戸籍事務所に対して、これら事業の遂行上必要であるとして公用による戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）等（以下「証明書等」という。）の大量請求がされている状況です。

これらについては、被災地における復旧・復興事業の推進のため、迅速かつ優先的に対応する必要があると同時に、これらに伴い増大する証明書等の発行事務に係る被災自治体の負担軽減と事務の効率化を図る必要もあります。

つきましては、これら証明書等の公用請求事務を迅速かつ効率的に処理するために、請求元である国の各機関又は各地方公共団体担当部署（以下「請求機関等」という。）と請求先市区町村との間において、下記の点について調整することが有用と考えますので、貴局において請求機関等に対し、その旨周知を御願いしたく御依頼申し上げます。

記

- 1 復興整備事業等に伴う大量の証明書等の公用請求（おおむね30通以上）については、事前に請求先市区町村担当者に電話連絡の上、請求単位を小分け（例えば、1件30通の請求を、10通ずつ3件に区分するなど）して行うものとする。
- 2 請求に際しては、例えば、相続関係の確認に際し、公用請求書の備考欄に、請求の対象者に係る土地登記事項証明書上の最終登記年月日を記載することにより、請求先市区町村における検索事務の効率化を図るなど、同欄を適宜活用すること。

なお、詳細は当局担当者に相談願います。

【担当者】

仙台法務局民事行政部戸籍課

戸籍課長 齋藤、戸籍係長 奈良

電話 022-225-5734

事 務 連 絡
平成 25 年 6 月 19 日

各都道府県住民基本台帳担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

東日本大震災の被災自治体から復興事業に伴う住民票の
写し等の交付請求があった場合の対応について

このたび、別添 1 のとおり復興庁統括官付参事官から依頼がありました。これは、被災自治体が復興事業に係る用地取得業務の遂行にあたり、可能な限り住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書、第 20 条第 2 項に基づく戸籍の附票の写し（以下、「住民基本台帳法に基づく証明書等」という。）の早期取得が求められており、被災自治体から復興事業に係る住民基本台帳法に基づく証明書等の交付請求があった場合、引き続き特段の配慮を依頼する趣旨のものです。

併せて、別添 1 では、戸籍法に基づく証明書等についても法務省あてに同様の依頼がされており、法務省民事局民事第一課長からは、別添 2 のとおり、請求に当たっては、例えば封筒及び請求書に「復興関連」と赤スタンプ等で明示する措置（以下、「復興関連明示措置」という。）等により注意喚起することが有用である旨示されています。

また、同日付で、復興庁各復興局から被災自治体の用地担当部局あて、復興事業に伴う証明書等の請求について、復興関連明示措置の有用性が周知されることから、請求先市区町村においては、被災自治体からの請求である旨を特定することがこれまで以上に容易になるものと考えられます。

つきましては、各市区町村におかれては、これまでも、被災自治体からの住民基本台帳法に基づく証明書等の交付請求について、適切な対応に努めていただいているところではありますが、復興事業の加速化に向け、可能な限り早期の交付を行っていただくよう、貴都道府県内の市区町村に対し、周知をお願いします。

なお、本件の内容については、法務省民事局民事第一課とも協議済みですので、申し添えます。